

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：全世界アマゾン盆地及び南部アフリカにおける森林  
火災に係る情報収集・確認調査

案件番号：19a00990

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 特記仕様書案
- 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第4章 契約書（案）

2020年1月8日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2020年1月8日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：全世界アマゾン盆地及び南部アフリカにおける森林火災に係る情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：  
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年3月 ～ 2020年10月

### 4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：【契約第一課 河原 太郎：Kawahara.Taro@jica.go.jp】

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

【事業実施担当部】

## 5. 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

2020年1月22日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（２）提出先・場所

上記4. 窓口のとおり ([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp) 宛、CC: [Kawahara.Taro@jica.go.jp](mailto:Kawahara.Taro@jica.go.jp))

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

（４）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 7. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2020年1月31日 12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注2) 持参の場合、機構が受領したことを証明するため、以下のウェブサイト提示される「各種書類受領書」を合わせて提出して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
見積書 正1部 写 1部

注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある。</u>	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。</u>	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、技術評価点に一律2点の加点(若手育成加点)を行います。  
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

## 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

## (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時: 2020年2月19日(水) 15時~

2) 場所: 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 208会議室

- 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

## (4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

### (1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年2月26日（水）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

### (2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済みの資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務

従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

### （３）契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができな  
いと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を  
通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して  
契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度  
公示を行う場合があります。

### （４）技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から２週間以内に申込み  
頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、２週間を過ぎての  
申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブ  
サイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、  
一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り  
追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報  
の公表について」を参照願います。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものと  
みなさせていただきます。

### （１）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、  
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めて  
いること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### （２）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益  
法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構  
の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 12. その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交

涉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

( URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

( URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 1. 調査の背景・経緯

近年、世界各地で大規模な森林火災が発生し、気候変動、生物多様性、人間の健康等に大きな影響を与えていると考えられている。ブラジル国家宇宙研究院<sup>1</sup>（INPE）によれば、ブラジル法定アマゾン<sup>2</sup>における森林火災は2019年8月に39,177件、9月に32,602件と報告され<sup>3</sup>、アマゾンの森林火災は主要7カ国首脳会議（G7）においても大きな問題として取り上げられた。その後、アマゾンに関連する7カ国の首脳が協議を行い、大規模森林火災に対し各国が協力すること、衛星を活用した違法伐採の監視情報の共有などを通じ森林減少対策を行うことのほか、森林再生に関しても協力することに合意する「アマゾンのためのレティシア協定」に署名した。また、発注者はアマゾンにおける森林火災に対し、ポリビア、ブラジルへ緊急援助を実施した。<sup>4,5</sup>

アメリカ航空宇宙局（NASA）の衛星観測データによれば、森林火災はアマゾンのみではなく、南部アフリカ地域、インドネシア等においても深刻であることが明らかとなっている。南部アフリカ地域では森林火災による植生・土壌の劣化は生態系に大きな影響を及ぼし、またカラハリ盆地周辺の気候変動による気温上昇率は世界平均よりも2倍近く上昇していることも確認されており、乾燥が進行し、一層の森林火災の被害拡大が懸念されている。

これらの森林火災の原因は、落雷など自然現象に起因するもののほか、小規模な伝統的焼畑、非伝統的な焼畑、大規模な耕作地・放牧地開墾など人為に起因するものなど多岐にわたる。さらに、一度火災が発生すると、異常気象による乾燥、風など気象・気候要因及び泥炭地など地質的要因により、延焼、鎮火困難な事態も発生している。このような森林火災は前述の通り、気候変動、生物多様性、人間の健康等への影響のみならず、例えばブラジルにおいては、貧栄養地に対して対策を施した大豆生産のための農地に悪影響を及ぼしており、ブラジル政権の森林火災への消極的な対策が引き金となり、不買運動やダイベストメントにまで影響が及んだ。

これまで発注者は森林火災に対する支援として、前述の緊急援助に加え、技術協力プロジェクトとして北マケドニア共和国「森林火災危機管理能力向上プロジェクト」（2011年～2014年）やインドネシア国「泥炭湿地林周辺地域における火災予防のためのコミュニティ能力強化プロジェクト」（2010年～2015年）による森林火災の予防・早期警戒、「南部アフリカ地域持続可能な森林資源管理・保全プロジェクト（2015年～2020年）」での森林火災対策研修などを実施してきた。

<sup>1</sup> Instituto Nacional de Pesquisas Espaciais

<sup>2</sup> アクレ州、アマパ州、アマゾナス州、マツグロソ州、パラ州、 Rondônia州、ロライマ州、トカンチンス州及びマラニオン州の一部

<sup>3</sup> [http://queimadas.dgi.inpe.br/queimadas/portal-static/estatisticas\\_estados/](http://queimadas.dgi.inpe.br/queimadas/portal-static/estatisticas_estados/)

<sup>4</sup> <https://www.jica.go.jp/information/jdrt/2019/20190910.html>

<sup>5</sup> <https://www.jica.go.jp/information/jdrt/2019/190924.html>

また、民間連携事業によるインドネシア国「森林火災抑止に関する初期消火技術の導入案件化調査」（2016年～2017年）による消火技術、技術協力プロジェクト、インドネシア国「保全地域における生態系保全のための荒廃地回復能力向上プロジェクト」（2010年～2015年）による荒廃地の回復などの協力を行ってきた。

これらの協力は発生した森林火災の拡大防止、また火災による荒廃地生態系の復元に関するものが中心であった。他方、森林火災の発生を防止するという観点では、人為に起因する森林火災においては、森林・自然環境以外のセクターを包括した要因（以下、「ドライバー」）とその背景を明らかにし、地域の政策・規制、土地利用、経済状況、社会性、民族性、植生等の条件を踏まえ、適切なドライバー対策を計画・実施することが必要とされている。

## 2. 調査の目的

本調査では、森林火災が多く発生している南米のアマゾン盆地からセラード、および南部アフリカ地域の乾燥林における過去の森林火災の状況、人為的な森林火災のドライバー、当該地域の社会経済状況、土地利用、植生等について情報収集を行い、主要な森林火災ドライバーに対する対応策案及び我が国による今後の支援可能性の検討を目的とする。

これらの調査結果はブラジル国「先進的レーダー衛星及びAI技術を用いたブラジルアマゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」（2020年～2025年実施予定）及び2020年度開始予定の持続的スマート農業にかかる新規技術協力、ペルー国「森林保全及びREDD+メカニズム能力強化プロジェクト」（2016年～2020年）、南部アフリカ地域において案件形成中（外部資金を活用した事業化を想定）のカバンゴ-ザンベジ越境保護区（Kavango-Zambezi Trans-Frontier Conservation Area: KAZA-TFCA）における火災管理、コンゴ民主共和国における自然環境保全プログラム（政策アドバイザー及び国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト（2019年～2024年））等において活用されることが期待される。また、アマゾン地域の森林火災に対しては、各国からの支援が急増しており、調査結果は他ドナーや援助機関による活用も期待される。

## 3. 対象国及び（地域）<sup>6</sup>

アマゾン盆地：ブラジル、ペルー、ボリビア、コロンビアの4か国を国内業務における文献調査や空間情報の収集対象国とする。このうち、ブラジル（パラ州）、ペルー（ウカヤリ州）、ボリビア（サンタクルス県）については現地渡航し、関係機関へのヒアリング、情報収集、また、カッコ内の州・県において現地調査を行う。

南部アフリカ地域：ボツワナ、ザンビア、アンゴラ、ナミビア、ジンバブエ、コンゴ民主共和国の6か国を国内業務における文献調査や空間情報の収集対象国とする。このうち、ザンビア（北東部と西部州）、ボツワナ（ンガミランド州、チョベ州）については現地渡航し、関係機関へのヒアリング、情報収集、またカッコ内の州・県において現地調査を行う。なお、本件は実施中の「南部アフリカ地域持続可能な森林資源管理・保全プロジェクト」におけるCP能力強化の一環として、南部アフリカ5か国（ボツワナ、ザンビア、アンゴラ、ナミビア、ジンバブエ）のKAZA-TFCA地域を対象とした越境森林火災対策の事業（Green Climate Fund (GCF) 念頭）の形成を支援しており、それに関連した情報収集を主な目的としている。加えて、ザン

<sup>6</sup> 対象国の中で、より効果的な現地調査先があればプロポーザルにて提案すること。

ビアは特に森林火災の被害が顕著な同国北東部も現地調査対象とし、またコンゴ民主共和国については実施中案件「\_国家森林モニタリングシステム運用・REDD+パイロットプロジェクト」での活用を想定している。

#### 4. 主な相手国関係機関

本業務は先方政府の要請に基づいておらず、発注者が独自に基礎情報の収集を目的として実施するものであるが、各国における森林火災対策に取り組む環境、気候変動対策、森林分野を扱う関連省庁、研究機関、大学等、並びに森林火災の要因となりうる各種活動に係る関連省庁、研究機関、大学等を調査協力機関として調査を行う。

#### 5. 調査の範囲

本調査は、「2. 業務の目的」を達成するために、「6. 実施方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「7. 業務の内容」に示された業務を行う。また、業務の進捗に応じて、「8. 報告書等」に示された報告書を作成し、発注者に対して説明・協議の上、提出するものとする。

#### 6. 実施方針及び留意事項

##### (1) 本調査の基本方針

本調査は、途上国の森林減少の中でも特に森林火災に伴うものに焦点を当てたものである。森林火災対策を行う上では、発生した火災への対応もさることながら、その根本要因であるドライバー対策を行う必要があり、森林・自然環境分野に留まらない他分野に対する協力を行うことも重要となるが、森林火災発生の背景となる基本的な情報が不足している。

森林・自然環境分野に限定されない広範な情報を入手することが、本調査では重要となってくる。特に農業・畜産業、鉱業への転換などを含めた土地利用変化、その根底にある社会経済状況の情報収集などを積極的に行うことが必要である。

##### (2) 調査対象国

本調査では3. に示したアマゾンとアフリカ南部地域の国を国内作業における情報収集対象範囲とし、下線の国を現地調査の対象国とする<sup>7</sup>。

##### (3) 収集する情報について

本調査において収集を想定している統計情報、地理空間情報等は以下の通りである<sup>8</sup>。

自然条件：地形、地質、標高、河川（季節河川を含む）、土地被覆、気象（気温、湿度、降雨）、植生タイプなど

社会条件：行政界、道路、インフラ（交通網等）分布、人口・民族分布、人口動態、貧困率（家計状況）、エネルギー自給率、電化率、薪炭利用、木材輸出入、土地利用、農業季節、肥料・農薬使用量、森林所有者情報、保護地域、森林火災

<sup>7</sup> 記載の国以外にも情報を収集することが適切である場合、また、記載の国においても地域を限定することが適切である場合にはプロポーザルにて提案すること。

<sup>8</sup> その他にも必要、有用と考えられる情報があればプロポーザルにおいて提案すること。

履歴、消防拠点、消火帯、森林政策、農畜産業政策、鉱業政策など

(4) 地理空間情報の取り扱いに関して

本調査では過去の土地利用の変化、その要因と火災の関係性などを調査分析するにあたり、地理空間情報を多用する必要があることが想定される。本調査においては、各国行政機関の保有するデータや国際機関、NGO等が作成しているオープンデータを使用することを基本とする。そのため、利用する空間情報についてはその権利関係に留意しつつ、収集、作成された情報が、今後の案件形成および案件実施においても利用もしくは再現可能なように著作権の処理もしくは出典や権利関係、属性情報の明記を行うこと。また、上記のような背景から、衛星データ等を元に森林被覆図や土地被覆図といったデータを作成することは本業務では求めない。一方、地理空間上に展開可能な統計情報を空間情報へ加工することは必要に応じ実施すること。その場合、元とした統計情報および行政界等の空間情報双方の出展を明記すること。

(5) 情報の分析について

収集した情報を元に対象地域における以下の過去10年程度の状況を分析し、今後の傾向について推察すること。分析においては越境的な要素も多大に含むことから、国単位での分析にとらわれず、アマゾン盆地、南部アフリカ地域といった大きな視点から始まり、重要地点へフォーカスすることが期待される。なお、必要に応じて主題図、模式図等を用いること。

- (ア) 森林火災のトレンド（植生変化、気象要因など非人為的影響を含む）
- (イ) 特に人為的な森林火災ドライバーのトレンド（農業形態の変化、人口流入など社会的背景を含む）
- (ウ) 人為的森林火災に影響を与える経済状況、法規制等のトレンド
- (エ) (ア)～(ウ)および対象地域の社会性、民族性を踏まえた主要な森林火災のドライバーとそれらへの対応策の案及び我が国による今後の支援可能性の検討案

(6) 現地調査に関して

現地調査については3.において下線を付した国を対象国とする。対象地域については各国の首都およびブラジルはサンパウロに加え、森林火災の多発するブラジル・マットグロッソ州北部、ペルー・ウカヤリ州、ボリビア・サンタクルス県チキタニア地域、南部アフリカ地域はザンビア北部及びザンビアとボツワナにおけるKAZA-TFCAを想定する<sup>9</sup>。

現地調査の目的は1) 中央政府、地方政府、研究機関、大学、ドナー等及び必要に応じてNGOや現地コミュニティからのヒアリング、2) 関係機関等において入手可能なデータの収集、3) 国内作業において収集したデータ、分析した結果の現地検証（空間情報の検証も含む）等を想定する<sup>10</sup>。

<sup>9</sup> より具体的な調査先はプロポーザルにおいて提案すること。もしくは、国内作業ののちに決定することも可とする。

<sup>10</sup> その他にも調査することが適切な事項があればプロポーザルにおいて提案すること。

## (7) 現地 JICA 事務所による調査との連携

ブラジルに関してはJICAブラジル事務所においてローカルコンサルタント契約で「持続可能なスマートアグリビジネス開発にかかる基礎情報収集・確認調査」を実施中（2019年11～2020年3月予定）。対象地のうち、マトグロッソ州が本調査対象地域と重複するため、適宜情報共有の上、効率的な調査を実施する。

## 7. 調査の内容

### (1) 調査計画

#### (ア) 全体調査計画書の作成、説明

対象地域における森林火災に関連する国際機関、他ドナー、NGO、民間セクター等の取り組み状況も踏まえ、調査計画書案を作成し、発注者に対して説明を行う。発注者からのコメントを踏まえ、調査計画書を発注者に提出する。

#### (イ) 南部アフリカ

収集可能な南部アフリカ地域における森林火災に関連する地理空間、統計情報等を「6. (3) 収集する情報について」および「6. (5) 情報の分析方法について」を踏まえ、収集、分析する。そのうえで、現地調査先の検討を行い、発注者に提案、協議を行う。

### (2) 南部アフリカの調査

発注者からの(1)に関するコメントを踏まえ、現地調査を行う。現地調査行程は日本からザンビアへ渡航し、首都ルサカおよびザンビア北部における調査を実施、その後、KAZA-TFCAへ移動し、ザンビア国内および陸路による国境越えを行い、ボツワナ国内での調査を実施、その後、首都ハボロネにおける調査を実施する順序を想定する（詳細は(エ)）。

#### (ア) 情報の収集

収集できなかった統計情報、地理空間情報等につき、中央・地方政府、大学・研究機関等の各国の関係機関からの入手を行う。

#### (イ) ヒアリング

当該国、地域における森林火災の原因、対策（予防策）、事後の対応等に関し、関係機関からのヒアリングを行う。特に火災のドライバーとなるセクターを担う関係機関におけるヒアリングを必ず行うことに留意すること。

#### (ウ) 森林火災多発地域における調査

森林火災の頻発しているKAZA-TFCA及びザンビア北部において、中央政府出先機関、地方政府、現地コミュニティ等からのヒアリングを行う。またその機会を活用し、収集した情報の精度検証のための調査を実施する。

#### (エ) 各国における現地調査

- ① ザンビア：ルサカにおいて JICA ザンビア事務所と打合せを実施したのちに関係省庁（土地・自然資源省、農業省等）や他ドナーからのヒアリング、情報収集を行う。その後、越境火災が問題となっている西部州や、その他森林火災の多発地域を特定し、2か所において地方行政機関等からヒアリングを行う。
- ② ボツワナ：ザンビア調査後、ザンビアの Sesheke（ナミビア側 Katima-Mulilo の対岸の村）→ナミビアの Katima-Mulilo→ナミビアの Bagani と経由して、ボツワナのンガミランド州・Shakawe 周辺での調査・地方行政機関等からの聞き取りを実施する。その後、ボツワナの Shakawe→ナミビアの Bagani→ナミ

ビアのKatima-Mulilo→ボツワナのKasaneへと続けて陸路移動し（注）、ボツワナのChobe州・Kasane周辺での調査・地方行政機関等からの聞き取りを実施する。そのうち、Kasaneからボツワナ首都ハボロネへは国内線が就航しているため、空路でハボロネに入り、JICAボツワナ支所と打合せを実施したのちに関係省庁（環境・自然資源保全・観光省、農業省等）や他ドナーからのヒアリング、情報収集を行う<sup>11</sup>。

（オ） まとめ

南部アフリカの調査結果を踏まえ、中間報告書としてとりまとめる。

（カ） 中間報告

（ア）の結果を報告、（イ）の計画について提案、JICA地球環境部と協議を行う。

### （3）アマゾン盆地の調査

発注者からの（1）に関するコメントを踏まえ、現地調査を行う。なお、アマゾン地域への渡航は2回に分けて実施することを想定する<sup>12</sup>。

（ア） 情報の収集

アマゾン盆地における森林火災に関連する地理空間、統計情報等を「6.（3）収集する情報について」および「6.（5）情報の分析方法について」を踏まえ、収集、分析する。そのうえで、追加収集の必要な情報、ヒアリングすべき現地関係機関を整理し、調査先の検討を行う。

（イ） 追加情報の収集

収集できなかった統計情報、地理空間情報等につき、中央・地方政府、大学・研究機関等の関係機関からの入手を行う。

（ウ） ヒアリング

当該国、地域における森林火災の原因、対策（予防策）、事後の対応等に関し、関係機関からのヒアリングを行う。特に火災のドライバーとなるセクターを担う関係機関におけるヒアリングを必ず行うことに留意すること。

（エ） 森林火災多発地域における調査

中央政府出先機関、地方政府、現地コミュニティ等からのヒアリングを行う。またその機会を活用し、必要であれば、国内作業において収集した情報の精度検証のための調査を実施する。

（オ） 各国における現地調査

① ブラジル：ブラジリアにおいてJICAブラジル事務所ブラジリア出張所との打

---

<sup>11</sup> これ以外のルートでは、移動が極めて非効率になると考え、最も効率的なルートを提示しています。これら陸路移動は早朝（7時頃）には移動を開始し、同日の早め（日没前）に目的地への到着を目指すことを推奨する。

注）本陸路移動ではボツワナのチョベ国立公園内を通過する国道を通るが、同国道は夕刻18：00でゲートが閉じるため、それ以前にボツワナのKasaneに到着しておく必要がある。また2回の国境超えもあるため、スムーズに進んだとしても5時間は要することに留意が必要。

<sup>12</sup> 3か国をどのように分けて渡航するかについてはプロポーザルにおいて提案すること。

合せを実施したのち、関係省庁（MMA<sup>13</sup>、MAPA<sup>14</sup>、IBAMA、ICMBio<sup>15</sup>、SFB<sup>16</sup>等を想定）や他ドナーからのヒアリング、情報収集を行う。その後、サンパウロにおいて INPE、EMBRAPA<sup>17</sup>、サンパウロ大学等からのヒアリングを実施し、マットグロッソ州において、地方政府、IBAMA、ICMBio の支部等からヒアリングを行う。なお、サンパウロとマットグロッソの渡航の順は問わない。

② ペルー：リマにおいて JICA ペルー事務所との打ち合わせを実施したのちに関係省庁（MINAM<sup>18</sup>、MINAGRI<sup>19</sup>、SERFOR<sup>20</sup>等を想定）や他ドナーからのヒアリング、情報収集を行う。その後、ウカヤリ州クイアバにおいて地方行政機関等からのヒアリングを行う。

③ ボリビア：ラパスにおいて JICA ボリビア事務所との打ち合わせを実施したのちに関係省庁（環境・水資源省などを想定）や他ドナーからのヒアリング、情報収集を行う。その後、サンタクスル県チキタニア地域において、地方政府機関等からのヒアリングを行う。なお、ボリビアにおいては多様なステークホルダーが存在するため、事前に JICA 事務所とも意見交換のうえ、現地コミュニティ等からもヒアリングを行うこととする。

(カ) まとめ

アマゾン盆地の調査結果をとりまとめる。

(4) 最終とりまとめ

南部アフリカ、アマゾン盆地双方における調査結果をとりまとめ、主要な森林火災ドライバーに対する対応策案及び我が国による今後の支援可能性の検討案も含めた報告書案を作成し、発注者に提出する。発注者からのコメントを踏まえ、必要な修正を行い、最終報告書を提出する。

## 8. 成果品等

(1) 調査の各段階において作成・提出する成果品等は、以下の通りとする。

1) 中間報告書（南部アフリカ地域に関するレポート）

提出時期：2020年5月（南部アフリカ地域に関する調査が終了した段階）

部数：和文1部（簡易製本）および電子データ

2) 最終報告書

提出時期：2020年8月

部数：和文・英文 各8部（製本）および電子データ 2部（CD-R）

報告書等の仕様、印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

---

<sup>13</sup> Ministério do Meio Ambiente：環境省

<sup>14</sup> Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento：農業省

<sup>15</sup> Instituto Chico Mendes de Conservação da Biodiversidade：シコ・メンデス生物多様性保全研究所

<sup>16</sup> Serviço Florestal Brasileiro

<sup>17</sup> Empresa Brasileira de Pesquisa Agropecuária：ブラジル農業研究公社

<sup>18</sup> Ministerio del Ambiente：環境省

<sup>19</sup> Ministerio de Agricultura y Riego del Perú：農業灌漑省

<sup>20</sup> Servicio Nacional Forestal y de Fauna Silvestre：森林野生生物庁

(2) 地理空間情報等

本調査において作成および収集した地理空間情報に関連するデータはベクターデータに関してはSHP、KMLもしくはGeoJSON形式で、ラスターデータに関してはGeoTIFF形式でCD-Rもしくはハードディスクにて提出する。なお、Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを最終報告書に合わせ提出する。

(3) 収集資料等

最終報告書には、契約期間中に収集した資料・データ及びリスト一式を添付すること。特に統計情報、空間情報についてはその作成機関、作成年を必ず記載すること。なお、提出すべき収集資料・データについては、JICAとコンサルタントで協議の上決定する。

## 最終報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

- (1) 調査結果要約
- (2) 調査の概要
  - 1) 調査の背景
  - 2) 調査の目的
  - 3) 調査対象地
  - 4) 業務実施の方法
- (3) アマゾン盆地編
  - 1) 地勢
  - 2) 森林火災のトレンド
  - 3) 人為的森林火災のドライバー
  - 4) 森林火災に関連する経済状況、法規制
  - 5) 他ドナーの協力
  - 6) 主要な森林火災ドライバーに対する対応策案
- (4) 南部アフリカ編
  - 1) 地勢
  - 2) 森林火災のトレンド
  - 3) 人為的森林火災のドライバー
  - 4) 森林火災に関連する経済状況、法規制
  - 5) 他ドナーの協力
  - 6) 主要な森林火災ドライバーに対する対応策案
- (5) 我が国による今後の支援可能性

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

( URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：森林政策にかかる各種業務経験（なお、土地利用政策にかかる各種業務経験を有することが望ましい）

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法
  - 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／森林・土地利用政策
- 空間情報解析

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

##### 【業務主任者（森林・土地利用政策）】

- a) 類似業務経験の分野：森林・土地利用政策に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域、南米地域／全途上国
- c) 語学能力：英語

##### 【業務従事者：担当分野 空間情報解析】

- a) 類似業務経験の分野：空間情報解析に係る各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域、南米地域／全途上国
- c) 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

契約期間は2020年3月に始まり、2020年8月下旬に最終報告書を提出する。<sup>21</sup>

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 10.5 人月 (M/M)

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適と考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／森林・土地利用政策（2号）
- ② 空間情報解析（3号）
- ③ 社会経済分析

### (3) 現地再委託

現地再委託を行う業務はない。

### (4) 対象国の便宜供与

本調査は、各国からの特別な便宜供与を想定していない。したがって実施にあたり、受注者は独自で調査を遂行することが求められる。ただし、各JICA事務所／支所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、必要に応じ事務所／支所が関係諸機関との初回のアポイントメントの取り付けを行い、円滑な調査実施のための支援を行う。

### (5) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、外務省安全情報、JICA安全対策措置、各国のJICA事務所／支所において十分な情報収集を行うこと。また、各事務所／支所と常時連絡が取れる体制を構築し、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

なお、公示時点においてボリビアへの渡航は一時的に禁止の措置を取っているが、通常通り渡航できるものとしてプロポーザルを作成すること。実際の渡航の可否は渡航時点の最新の状況において判断する。

## 3. 業務従事者の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

---

<sup>21</sup> 2020年8月までとし契約期間中に各業務従事者がアマゾン盆地2回（1回は1か国渡航、もう1回は2か国連続渡航、国の順番を問わない）、南部アフリカ地域1回（2か国連続渡航）の現地調査を想定している。作業工程について、より合理的な提案がある場合、理由を付した上で、プロポーザルにて提案すること。

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 4. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

## 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

（URL：[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)）

- (1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は）、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- (2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 下の費目については、以下に示す定額を見積もってください（別見積りではなく、本見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
- 1) 一般業務費（資料等作成費）
    - 翻訳費（ポルトガル語／スペイン語／フランス語⇒英語）1,000千円
- (4) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (5) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。
- ザンビア：東京⇒ドバイ⇒ルサカ（エミレーツ航空）
- ボツワナ：東京⇒香港⇒ヨハネスブルグ⇒ハボロネ（キャセイパシフィック航空等・南アフリカ航空）
- ボツワナ：東京⇒シンガポール⇒ヨハネスブルグ⇒ハボロネ（シンガポール航空等・南アフリカ航空）
- ブラジル：東京⇒アトランタ／シカゴ／ダラス／トロント／ヒューストン⇒サンパウロ／リオデジャネイロ⇒ブラジリア（米国系航空会社）
- ブラジル：東京⇒ドーハ／ドバイ⇒サンパウロ⇒リオデジャネイロ⇒ブラジリア（カタール航空／エミレーツ航空）
- ペルー：東京⇒アトランタ／ダラス／トロント／ヒューストン／ロサンゼルス⇒リマ（米国系航空会社）
- ボリビア：東京⇒アトランタ／ダラス／ヒューストン⇒リマ／サンティアゴ⇒ラパス（米国系航空会社）
- (6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、一般業務費（賃料借料）で計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料として、機材費（機材購入費）に計上してください。

## 5. 通訳の備上

必要に応じ、ポルトガル語（ブラジル）、スペイン語（ペルー、ボリビア）の現地通訳の備上を認めますので、本見積りに含めてください。

## 6. 旅券、査証取得に関する留意点

アフリカ南部地域への渡航に関し、本指示書作成時点で、日本の一般旅券の場合ボツワナ・ナミビアは査証不要、ザンビアは査証が必要とされているが、最新の情報は渡航前に各国在外公館へ改めて確認が必要となる。

また、発注者業務でブラジルに渡航する場合、公用旅券による渡航が義務付けられています。原則として、業務履行期間外の公用旅券発行申請手続きはできません。従って、業務従事者は公用旅券の発給手続きおよび、米国経由の渡航や他国との連続渡

航の場合、公用旅券による米国通過のための通過査証（C-3査証）、の取得、連続渡航国における査証の要否についても考慮すること。

## 7. 配布資料／閲覧資料等

### (1) 配布資料

下記資料をJICA地球環境部自然環境第二チーム（Tel03-5226-9536）より配布します。

➤ ブラジル事務所実施「持続可能なスマートアグリビジネス開発にかかる基礎情報収集・確認調査」業務仕様書（案）

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 40 )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 50 )	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	( 34 )	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／森林・土地利用政策	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：	( )	(11)
ア) 類似業務の経験		4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		2
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	-	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	-	5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： 空間情報解析</b>	( 16 )	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：</b>	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

別添

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 2月6日（木） 14：00～16：00  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208 会議室
3. 実施方法：
  - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
  - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
    - a) 電話会議  
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
    - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議  
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 対象国名 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から  
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円  
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

#### （監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 地球環境部自然環境グループの課長
- (2) 分任監督職員 : なし

#### （契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算  
第5項第1号を削除する。

#### （共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン  
「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」

を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (QCBS 対応新方式) (2019 年 4 月)」を挿入する。

- (2) 第 27 条 航空賃の取扱い  
本条を削除する。

**【オプション 1 : 部分払を設定する場合】**

(部分払)

第〇条 約款第 17 条第 1 項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第 1 回部分払 : 第〇次中間報告書の作成  
(中間成果品 : 第〇次中間報告書)
- (2) 第 2 回部分払 : ドラフトファイナルレポートの作成  
(中間成果品 : ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町 5 番地 2 5

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理 事 植 嶋 卓 巳

受注者

## 業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約  
([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))  
にある「契約約款」に示す通りとします。

## 附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約  
([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))  
にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。